

公共心と愛国心[†]

中村 清*

宇都宮大学教育学部*

教育改革の一視点として公共心と愛国心の育成があげられることが多い。たしかに、最近の若者の利己主義の傾向を考えれば、公共心の育成は重要である。しかし、これを安易に愛国心と結びつけることは危険である。愛国心は、ともすれば国家単位での集団的利己主義に陥るからである。本来の公共心は、特定の人間集団を越えて人間一般に貢献する精神である。愛国心も、この意味での公共心の具体例となる必要がある。

キーワード：教育目標、学校教育、公共心、愛国心、人類愛、ボランティア活動

1. 序

今回、中央教育審議会は教育基本法の改正を提案した。その改正の視点として、公共心と愛国心の育成があげられている⁽¹⁾。公共心が重視されるのは、昨今の青少年に利己主義の傾向があるとみられるからであろう。たしかに最近の若者に利己主義の傾向がないとはいえない。それゆえに、教育改革の視点の一つとして公共心の育成があげられることは妥当である。しかし、その公共心を愛国心と結びつけ、教育基本法の改正と結びつけることには疑問がある。

公共心を愛国心と結びつけることには問題がある。公共心は、自分を抑えて他者と協力する精神を必要とする。それは、利己主義と対立する。愛国心もまた他者と協力する精神を必要とする。しかし、それは、必ずしも利己主義と対立するわけではない。愛国心は、しばしば国家単位での集団的利己主義を生む。自らの国家を愛するあまり、他の国家をないがしろにするこ

とがある。個人に利己主義があるように、国家にも利己主義がある。個人の場合には、しばしば、個人に備わる良心がその利己主義を弱める。しかし、国家には、良心に相当するものがない。世界の歴史が示すように、国家は、個人以上に無責任かつ無謀になることが多い。また、その被害は、個人の利己主義による被害よりもはるかに大きいことが多い。公共心を安易に愛国心と結びつけるわけにはいかない。

公共心の不足を教育基本法への批判と結びつけることにも問題がある。公共心の不足が教育基本法に帰因するということは、教育基本法以前の教育を受けた人々、つまり戦前の教育を受けた人々は、戦後の教育を受けた人々よりも公共心に富んでいたということを意味する。いま社会の第一線で活躍している人々の大半は、戦後の教育を受けた人々である。今日の経済的繁栄を築いてきた人々のかなりの部分は、戦後の教育を受けた人々である。彼らに公共心が不足しているというのか。そうではあるまい。だからこそ、自分のことは棚に上げて、最近の若者

Kiyoshi NAKAMURA : The Public Mind and Patriotism.

*Faculty of Education, Utsunomiya University

を批判するのである。

それとも、彼ら年長世代は、戦前の教育を受けた教師によって教育されたから公共心が育ったけれども、いまの若者は、戦後教育を受けた教師によって教育されたから公共心が育っていないとでもいうのか。つまり、彼ら年長世代の受けた教育には教育基本法の精神が浸透していなかったけれども、いまや教育基本法の精神が浸透したから、最近の若者には公共心が失われたというのか。そういうのであれば、彼らの議論もそれなりに筋が通る。しかし、その筋はゆがんでいる。

はたして本当に戦前の教育を受けた人々に公共心が備わっていたのか。彼らには、たしかに愛国心は備わっていたのであろう。そうでなければ、どのように強大な軍事国家を作ることはできなかつたはずである。しかし、その愛国心は公共心とは異なるものであった。彼らは、自国の利益のために近隣諸国を侵略することにほとんど良心の呵責を感じなかつた。大東亜共栄圏という美名に簡単にだまされてしまった。彼らの愛国心は、他国の人々に対する配慮を忘れさせるものであった。それは、まさに国家単位での利己主義であった。自国への愛国心は他国への無関心、ときには敵対心にさえなりがちである。わが国の戦前の愛国心はまさにそのようなものであった。

戦後の愛国心も、この点ではほとんど変わっていない。我が国の経済的繁栄を築いてきた戦後世代も、同じように我が国の繁栄のために他国を犠牲にしてきた。かつて、国内で公害が起こることを恐れて、産業廃棄物を国外に輸出したことがあった。いまでも開発途上国の森林が失われ、伝統的生活様式が破壊されていることに無関心である。たしかに戦後世代にもなにがしかの愛国心は残っていた。しかし、その愛国心は、戦前と同じように、国家規模での利己主

義をでていなかった。それは、けつして公共心と結びつけられるものではない。

この点において、教育基本法の個人主義・国際主義は、未だ不徹底にすぎるとして批判されることはあっても、これが不足だとして批判されることはありえない。戦前の教育は、個人的利己主義を国家的利己主義で置き換え、それをあたかも公共心であるかのように装っていた。教育基本法は、国家的利己主義から個人と国家を解放することをめざした。個人主義は、国家的利己主義が個人の権利や自由を抑圧するものであることを教えた。国際主義は、国家的利己主義が諸国家の平和的共存を破壊するものであることを教えた。教育基本法は、個人主義・国際主義を提唱することによって国家的利己主義に陥らない公共心の可能性を開いた。しかし、いま再び公共心と愛国心を結びつけることによって、教育基本法のこの意義を無効にしようとしている。これは、けつして黙視することのできるものではない。

小論は、公共心の育成はいまいわれているような愛国心の育成とははっきりと区別されるべきであること、あるいは同じことであるが、愛国心の内容が抜本的に改められることによってのみ、これを公共心と結びつけることができることを示そうとする試みである。

2. 愛国心と人類愛

現在の教育において公共心の育成が重要だという主張は、それが安易に愛国心の育成と結びつけられるのでなければ正しい。実際、今日のように自由競争、自己責任が喧伝される社会では、人々は、周囲の人々と協調することよりも競争して勝つことをよしとし、また、周囲の人々を信頼することよりも騙されないように注意することを求められる。かつては、大勢の貧しい人々のなかで自分一人だけが豊かになること

にはなにがしかの遠慮がみられたものであるが、いまは個人の能力や努力の証として賞賛されるだけである。かつては、素人は専門家を信頼して無知でいることができたけれども、いまは無知ゆえに騙されても誰も同情してはくれない。現在の社会は、個人主義というよりも利己主義が蔓延する気配を見せてている。

このような社会の中で、若い世代に公共心を育成することは重要である。自分一員の利益だけを考えるのではなく、他者の利益をも考えよう教えることは重要である。人間は、誰も一人で生きているのではない。周囲の人々と助けあって生きている。若い世代は、生きているかぎり自分が周囲の人々に助けられていることを、したがって自分もまた周囲の人々を助けなければならぬことを知らなければならぬ。この意味での公共心を若い世代に教えることは、たしかに今日きわめて重要になっている。

しかし、この公共心を安易に愛国心と結びつけてはならない。愛国心は、国家単位での利己主義に陥る危険性がある。我が國のみならず多くの国々で、自国を愛するがゆえに、他国をないがしろにすることが、通例であった。今でも通例なのかもしれない。公共心を愛国心に結びつけるためには、愛国心からこの弱点を除去しなければならない。

19世紀以来の国民教育論では、愛国心を教えることが公共心を教えるための最善の手段とされていた。その背後には、次のような考え方があった。公共心は、その配慮の及ぶ他者の範囲を限定することを必要とする。人類全体に対して同じように公共心を及ぼすことは、理想ではあるけれども、実現不可能である。地球の反対側の遠い世界の子どもが飢えているかぎり、安心して食べることができないというのでは、人は生きていることができない。公共心の及ぶ範囲は、可能なかぎり広い方がよい。しかし、人

類全体のような抽象的な集団ではなく、個人がたしかな帰属意識をもちうる具体的な集団でなければならない。そのような具体的な集団として最大のものは国家である。愛国心は、人類一般に適用されるべき公共心にもっとも近く、なおかつ実行可能な具体性を有する。国民教育論は、このように考えて、その公共心の及ぶ範囲を国家に限定した。愛国心を教えることが公共心を教えるための最適の手段だと考えられたのは、この理由による⁽²⁾。

いま我が国において、公共心を教えることが愛国心を教えることと結びつけられるのも、同じ考え方によるものと思われる。しかし、このように公共心と愛国心を結びつけることは安易にすぎる。上に述べたように、愛国心は、ともすれば国家単位での利己主義、すなわち自国至上主義に陥るからである。

国民教育論は、この点に無自覚であったわけではない。愛国心は重要であるけれども、人間にとて最高の価値ではないことを知っていた。愛国心の上位に人類愛があることを認め、愛国心をその人類愛に至る前提条件だと考えていた。いま我が国において、愛国心の必要を指摘する人々も同じように考えているにちがいない。彼らの大半は、我が國を神の国と見みす偏狭な自国至上主義者ではない。善意の愛国主義者である。彼らもまた、愛国心の上に人類愛があることを認め、人類愛に至る前提として愛国心を位置づけている。しかし、問題は、その善意が現実に成り立たないところにある。人類愛は、彼らの考るよううまく愛国心の延長上に位置づけられないものである。

国民教育論の愛国心は、文化的同質化によって結合した国民を前提にした。文化的同質化によって感情的一体感が生まれれば、自然に人々の相互理解が深まり、相互協力の精神が生まれると考えたからである。そのために、各国家は、

それぞれに独自の伝統的文化を発見し、その文化を国民の誇りの源泉とした。愛国心とは、この独自の文化をもつ自国を愛することであった。国民教育論において、国民全員に同じ伝統的文化を学習することが求められたのはこのためである。中央教育審議会で考えられている愛国心も同じである。愛国心の育成と並べて伝統的文化の学習が強調されているのがなによりの証拠である。たぶん、いま世間で一般に受け入れられている愛国心も同じものであろう。

この愛国心は、人類愛とは異質なものである。人類は、一つの文化に同質化することはできない。人類は、一つの個性的な文化を自らの伝統的文化とすることはできない。人類の伝統的文化は多種多様である。文化を異にする人々は、文化を同じくする人々よりも相互理解が難しいことが多い。場合によっては、誤解によって対立が生まれ、ついには暴力的敵対に至ることもある。人類愛は、そのような文化的異質性を越えて相互に理解し協力しあうことによって成り立つ。人類愛は、文化的異質性を前提にしなければ成り立たない。それは、文化的同質性を前提にする愛国心とは異なる。

人類愛は愛国心とは異質なものである。人類愛は、ときに愛国心と対立する。国民教育論者がコスモポリタンを信用しなかったのはそのためであり、逆に、ラッセルのような世界国家論者が愛国心を否定したのもそのためである。愛国心が生まれれば、自然にその延長上に人類愛も生まれてくると考えることはできない。愛国心が教えられなければならぬのであれば、同じように人類愛も教えられなければならない。しかもそれは、愛国心とは別に、愛国心とは異質なものとして教えられなければならない。国民教育論は、人類愛が重要なことを指摘したけれども、それが愛国心とは異質なものであることを無視して、あたかも愛国心の延長上に自然

に人類愛が生まれるかのように考えていた。このような楽観的な見方は誤っている⁽³⁾。

3. 異文化理解と自文化理解

上の議論に対して、かつての国民教育論はともかく、今日の教育論は、そのような安易な考え方をしていないと反論されるかもしれない。すなわち、今日の教育論は、人類愛が異質なものとの共存を可能にする精神であること、したがってそれが同質のもののあいだで成り立つ愛国心とは異なることを十分に自覚している。その上で、しかし、異質なものを知るための前提として自分自身を知ることを、すなわち人類愛をもつための前提として愛国心をもつことを求めてているのだ。このような反論である。

異質な他者を知るためには、まず自分自身を知ること、自分自身のよって立つ座標軸を確立することが必要である。それなくしては他者を理解することはできず、また他者に信頼されることもない。異文化を理解するためには、その前提としてまず自文化を理解することが必要である。そのためには、我が国の伝統的文化を確實に身につける必要がある。これが臨時教育審議会答申（1987年）以来、中央教育審議会答申（1996年）、教育改革国民会議報告（2000年）を経て、今回の中央教育審議会答申に至るまで、最近の教育改革論の一貫した考え方である⁽⁴⁾。はたしてこの考え方は妥当か。

異文化理解の前提として自文化理解が必要だというとき、自文化と異文化をどのように区別するのか。単純に考えれば、自文化とは自分の思考や行動の指針とする文化であり、異文化とは自分の指針とはしない文化であるといえる。豚肉は不浄であって食べてはならないという教えがある。この教えを知って、それにしたがつて豚肉を食べない場合、この教えは自文化となる。この教えを知っても、たんなる知識にとど

まって、依然として豚肉を食べ続ける場合には、この教えは異文化にとどまる。ほとんどの日本人にとってこの教えは異文化であるが、イスラム教徒にとってはこの教えは自文化である。

自文化と異文化の違いがこのようなものであるとすれば、異文化を異文化として知るためにには、その前提として自文化を知っていることが必要であるということができる。ある文化を異文化として知るということは、それを他の人々は彼らの思考や行動の指針としているけれども、自分自身は自らの指針とはしないことを前提にして、その文化を知ることを意味する。これが可能なためには、すでにそれを異文化として位置づけるだけの基準をもっていることが必要である。その基準を与えるものが自文化である。自文化という基準がなければ、異文化を異文化として知ることは不可能である。

自文化と異文化の違いがこのようなところにあるとした場合、異文化を知ることにどんな意味があるのだろうか。自文化を知ることの意味は分かりやすい。それは、自らの思考や行動の指針を得ることである。それゆえに、自文化を知ることは、生きていくために必要不可欠である。しかし、異文化を知ることにはそのような必要性はない。

異文化を異文化として知ることは、しばしば好奇心を満たすだけのものにとどまる。しかし、異文化の人々と交流する機会のある人々にとっては、異文化の知識は、その交流をスムーズにするために活用する実用的知識となる。イスラム教徒を食事に招待する機会のある人にとっては、イスラム教徒にとって豚肉は不浄であるという知識は有用である。異文化を知ることの意味をこのようなどころにみるかぎりにおいて、異文化理解の前提として自文化理解が必要であるということができる。

しかし、異文化を知ることの意味はこのよう

なことに尽きるわけではない。否、異文化を知ることのより重要な意味は別のところにある。異文化を知ることは、自文化を見直し、これを変革するためのきっかけとなる。文化の変革は、内発的に起こることもあるが、また外発的に起こることもある。いわゆる日本文化は、遠く弥生時代の朝鮮文化の輸入以来、仏教文化、儒教文化を輸入し、明治以降はさらに西欧文化を輸入することによって大きく変革した。これらの変革なくして多少とも後世に受け継がれるに値する日本文化が成立したとは考えられない。異文化を知ることの重要な意味は、自文化を変革するところにある。

異文化を知ることが好奇心を満足させるだけのものであるのなら、好奇心のある人だけが学べばよい。異文化を知ることが異文化交流のために有用であるのなら、その必要がある人が必要を満たす程度に学べばよい。しかし、異文化を知ることが自文化の再検討を迫るものであるのなら、誰もがこれを学ぶ必要がある。あるいは少なくとも学ぶ意義がある。文化の変革期を考えれば、このことは明らかである。江戸時代末から明治時代初めの時期に、日本人は西欧近代の科学技術を学んだ。敗戦後の混乱の中で、日本人は西欧近代の個人主義や民主主義を学んだ。それら新しい文化は、伝統的な日本文化とは異質ではあったが、学んで自らのものとすることをめざした。自らの文化とは異質なものとして位置づけ、好奇心を満たしたり、国際交流用の特別の知識として学んだのではない。

異文化を知ることは自文化を再検討することでもある。この再検討の結果、自文化を捨てて異文化を取り入れたら、その異文化はもはや異文化ではなく自文化となる。そこまでいかなくても、自文化になんらかの程度の変革を起こしたならば、その変革の程度に応じて異文化は自文化として取り入れられたことになる。自文化

になんらの変革をも起こさないとすれば、そのような異文化はそもそも学ぶに値しなかったのかもしれない。いずれにしても、異文化は、自文化と同じように、これを学ぶ人自身の日常的な思想や行動の指針となりうるものとして学ばれることがある。この場合、異文化の学習と自文化の学習とのあいだに明確な違いはない。

先に、単純に考えれば、自文化は自らそれにしておるべきもの、異文化は必ずしもしたがう必要のないものとして、両者を区別できると述べた。しかし、いま述べたように、異文化は、必ずしも自らはそれにしたがう必要のない疎遠な文化として学ばれるわけではない。必ずしもただ知られるだけの他者の文化として学ばれるわけではない。異文化の学習は、それが真摯な学習であるかぎり、ほとんど必然的にすでに学習した自文化との比較検討を迫り、採否を迫る。自文化もまた、ただそれが伝統的に受け継がれてきたからという理由だけで、無批判に学ばれ、受け入れられるものではない。新たに学ばれるたびに、改めて受け入れるに値するものであるか否かが検討されるはずである。自文化と異文化がこのような仕方で学ばれるとすれば、両者の間に本質的な違いはないことになる。

4. 文化的多様性

異文化理解の前提として自文化の確実な理解を要するという主張には前提条件がある。この主張は、理解すべき自文化が確定的なものとして存在することを、そしてまたその自文化とは本質的に異なるものとして異文化が存在することを想定している。しかし、現実には、自文化なるものはそれほどに確定的なものではなく、異文化とそれほど明確に異なるわけでもない。文化は基本的に多様である。自文化とは、それら多様な文化のうち各人が自らの生活の指針として選び取るものに他ならない。それは、必ず

しも国家単位で一つに確定しているわけではない。また、必ずしも外国の諸文化と異なるわけでもない。そうだとすれば、異文化理解の前提として自文化理解が必要だとはいえないことになる。そもそも自文化と異文化をそのように明確に区別してとらえること 자체が誤っているのである。

たしかに自文化と異文化を明確に区別して、異文化を学ぶ前に自文化を確実に学ぶべきだといえる場合がある。言葉がその例である。日本語を母語とする一般の日本人にとって、日本語は日常的に使う言葉であるから自文化であり、英語はとくに必要があるかぎりで使う言葉であるから異文化であるといえる。日本語と英語の使用にこのような違いがあるかぎりは、日本語に十分習熟した後に、英語を学ぶべきだといえよう。あるいは同時並行的に学ぶとしても、日本語の確実な習熟を妨げないという条件の下で、英語を学ぶべきであろう。そうでなければ、日常的に使う言葉に不自由することになる⁽⁵⁾。

言葉の場合、とくに日本語と英語の場合には、二つの言語が明確に分かれている、その混合語がないから、二つの言語をそれぞれ別個に学ぶほかない。しかし、文化の他の分野では、必ずしもこのように二つの文化が明瞭に分かれているわけではない。自文化と異文化の違いが不明確で、混合文化とでも称すべきものがあることが多い。この場合には、二つの文化を学ぶのではなく、初めから混合文化を学ぶことになるから、異文化理解の前に自文化理解を要するという前提そのものが崩れてしまうことになる。

たとえば、芸術について考えてみよ。日本的芸術と西欧的芸術のあいだに日本語と英語の場合と同じような懸隔はない。どちらか一方の芸術に純化して学ばなければ、芸術についての理解が得られないというわけでは必ずしもない。思想についても同様である。日本の思想と西欧

的思想とは、少なくとも現代思想を考えるかぎり、芸術以上に差がつけにくいであろう。文化のこのような分野においては、複数の文化を同時並行的に学ぶことが必ずしも文化学習を阻害するわけではない。否、一般には、单一の純粹文化を学ぶことは不可能で、複数の混合文化を同時並行的に学ぶことしかできない⁽⁶⁾。

あるいはまた、歴史学習を考えてみよ。歴史教育の意義が、人間と社会についての深い理解を得ることにあるのであれば、なにも我が国においては我が国の歴史を古代から現在まで通史的に学ばなければならないというものではない。人間と社会を知る上で都合のよい時代と地域を限定して、その歴史を学習してもよい。近代以来、多くの国家が自国の歴史を通史的に教えてきたのは、国民統一のために文化的同質化を図ろうとしたからである⁽⁷⁾。

異文化理解の前提として自文化理解を必要とするという主張は、自文化と異文化の間に明確な境界があること、したがって自文化なるものが確定して存在すること、そして自国民は全員その自文化を習得すべきことを前提にしている。これらの前提是、いわゆる国民国家がめざしたものである。国民国家は、国民が文化的に同質化することをめざした。そのために国家は、自らの国家にふさわしい伝統的文化を確定し、それを公教育をとおして全国民に浸透させた。異文化理解の前提として自文化理解を必要とするという文化学習の順序は、この国民教育の必要から出てきたものであって、文化学習の原理から出てきたものではない。

国民の文化的同質化を図る国民国家は、国家内部の文化の多様性を否定し、文化の自然な展開を阻害する。我が国がかつて宣伝されたような单一民族国家であれば、そのような試みもあながち無用だとはいえないかもしれない。しかし、もちろん我が国は单一民族国家ではなく、

またそれに近づくべく努力すべきでもない。逆に、我が国は、いまこそ積極的に多文化社会に転換すべきである。中教審答申やそれに類する教育改革論は、この点でその基本的認識を問われる⁽⁸⁾。

5. ボランティア活動

公共心の育成というときの「公共」とは何を意味するか。中央教育審議会答申は、しばしば「公共」という語を国家や社会と同じ意味で用いている。その場合、社会とは、国家以外のあらゆる社会を意味するが、とくに国家以上に大きな地域連合や世界人類および国家より小さい地域社会を指していることが多い。この場合、「公共」とは、国家や国家以上の地域連合や国家内部の地域社会など、ある一定地域に住む人々全員よりなる社会を意味するものと解される。

中教審答申が想定する「公共」は、この意味での社会には限定されない。答申は、ボランティア活動に参加する人々の「互いに支え合い協力し合う互恵の精神」をも公共心と呼んでいる。この場合には、「公共」とは、ボランティア活動に参加する人々のように自発的意志によって構成される集団を意味するものと解される。国家など一定地域に住む人々全員よりなる社会は、自発的意志によって成り立つ集団とは根本的に異なる。公共心の育成を考える場合、この違いを無視してはならない。

ボランティア活動は、同じ目的や関心をもつ人々が自発的に集まることによって生まれる。ボランティア活動が対象とする人々の範囲は、そのボランティア活動に参加する人々の自発的意志によって決められる。しかし、国家は異なる。国家は、自発的意志によって参加したり脱退したりすることができる社会ではない。個人は、自ら生まれる国家を選ぶことはできない。自らの国家を変えることも、例外的にはともか

く、一般にはできない。個人は、自らが所属する国家を決められており、好き嫌いに関わらず、その国家の規制を受ける。国家は、その成員に参加を強制する社会である。

国家がこのように参加を強制する社会であることは、けっして国家の欠点にはならない。むしろそこに国家の長所がある。自発的意志によって作られる集団は、同じ自発的意志によってその成員の範囲を制限することができる。ボランティア活動団体は、その団体の目的に即して参加者を選ぶことができ、また参加者の意志によって活動の対象を選ぶことができる。したがってまた、自発的意志によって参加者や対象者を排除することもできる。自発的意志によって作られる集団においては、その団体のそのときそのときの意志によって、その構成員の範囲が限定される。

国家は、同じ目的や関心をもつ人々によって構成される集団ではない。国家は、血統であれ生育地であれ、なんらかの客観的な属性があれば、その属性をもつすべての個人の所属を認めなければならない。個人は、自由に自らが望む国家に所属することができるわけではない。しかしながら、個人は自らが所属する国家から恣意的に排除されることもない。国家は、それに所属する諸個人の権利を制限することもあるが、同時にまたそれに所属する諸個人の権利を保護する責任をも負う。だからこそ、国家においては個人の思想や信条の自由が重要になるのである⁽⁹⁾。この点で国家は、ボランティア活動のような自発的意志によって作られる集団とは根本的に異なる。

そのように強制的に作られる国家であっても、たまたま同じ国家に所属した諸個人は、相互に協力することが必要である。国民諸個人が自分は希望してこの国家に所属したのではないから、この国家のために働く気持ちはないなどと考え

るのであってはならない。たとえ強制的に作られた社会であっても、現に同じ社会に所属しているかぎりは、相互に理解し協力しあわなければならぬ。これが、国家の一員としての個人に必要とされる公共心である。それは、ボランティア活動によって成り立つ集団のように共通の目的や共通の関心によって生まれる協力の精神とは異なる。

たしかにボランティア活動のような自発的活動は公共心を生み出す萌芽となりうる。しかし、自発的活動によって生まれる協力の精神と国家が必要としている公共心との本質的な違いを無視してはならない。ボランティア活動によって生まれる協力の精神は、かつての共同体におけるそれと同じように、同一の目的、同一の関心によって、したがってまた相当程度に感情的一致によって生まれるものである。国家における公共心は、たまたま同じ国家に所属するというだけの理由で相互に理解し相互に協力する精神でなければならない。それは、感情的一致によって生まれる協力の精神とは本質的に異なる。

このような公共心が必要とされるのは、なにも国家に限られない。国内の各地域に住む人々も、感情の不一致、思想や信条の不一致にもかかわらず、たまたま同じ地域に住んでいるというだけの理由で、相互に協力することが必要である。近隣の諸国家は、たまたま相互に近隣に存在するというだけの理由で、相互に協力する必要がある。世界全体もまた、同じようにたまたま同じ地球に住んでいるというだけの理由で相互に協力しなければならない。上に国家について論じたことは、国家を越えた地域連合や人類社会、あるいは国家内部の地域社会にも当てはまる。これらの社会はともに、人々の自発的意志によってではなく客観的属性によってその構成員が決められ、構成員全員が強制的にその社会の規制を受けるという点で同じである。

ここでは、この意味でこれらの社会は政治的社會と呼ぶことにしよう。

今日必要とされている公共心は、感情的一致なしに生まれる公共心である。それがいかに難しいとしても、公共心を感情的一致の成り立つ諸集団における協力の精神と混同してはならない。我々の住む地球は、いまや感情的一致なき公共心が生まれないかぎり、存続することはできない状況に陥っている。国家その他の政治的社會における公共心と自發的集団における協力の精神とは明確に区別されなければならない。

現状では、國家のその構成員に対する拘束力は、他の諸政治的社會よりもはるかに強い。とくに国民国家は、感情的一致による相互協力の精神を公共心と同一視し、その公共心を育むために、文化の同質化とその上に立つ愛国心を強調した。これは、もともと多様な文化をもつ人々によって成り立った国家を自發的意志によって結合する集団に作り変えようとする無理な試みであった。現代国家は、国民国家のこの呪縛から脱却しなければならない。

6. 公共心と愛国心

公共心がたんに個人の利己主義を克服して、周囲の人々と協力する精神を意味するだけであれば、それを育成するのになにもボランティア活動を必要としない。趣味の活動でもその役割を果たす。趣味のサッカークラブに入って練習をし試合をすれば、そしてそのクラブの人間関係がうまくいっていれば、仲間意識が芽生え、チームメイトと協力し助け合うようになるであろう。その結果、個人的利己主義はなんらかの程度なくなるはずである。中学校などでクラブ活動のような団体活動が重視されるのは、この理由による。

しかし、この種の個人的利己主義を克服しても、集団的利己主義を克服するとは限らない。

サッカークラブの成員は、自分のクラブを愛するあまり、試合において不正を働いたり、他チームの選手がけがをすれば喜ぶなどということが起りうる。個人的利己心を捨て集団的利益をめざして活動している人々でも、自分自身が所属している集団の利益のために個人的利益を犠牲にしているだけでは、公共心を備えているとはいえない。たんに集団的利己心に富んでいるというだけのことである。ボランティア活動に参加する人々の心が公共心とされるのは、彼らが自分たち自身のためにではなく、自分たち以外の人々のために活動しているからである。他者のために働くことによって、ボランティア活動の精神は集団的利己主義を越えることができる。

ボランティア活動は、その活動の目的がその活動に参加する人々自身を越えて他者に及ぶ。このことがボランティア活動に一定の制約を課す。趣味のクラブ活動は、他の人々の平和な生活を破壊しないかぎり、何をしてもよい。ただ、それが好きだというだけの理由でその趣味を追求することができる。ボランティア活動は、そういうわけにはいかない。ボランティア活動は、他者を助けるものである。自分たちが勝手に他者を助けると思うだけで、実際にはなんら助けになっていないものであってはならない。ボランティア活動は、それに参加する人々の自発的な意志だけでは成り立たない。

ボランティア活動は、他者を助けるための活動であるから、原則的には、助けられる他者から求められるものでなければならない。しかし、他者から主觀的に求められるだけでは十分でない。それは、他者の客観的な利益に貢献するものでなければならない。たとえば、高齢者訪問のボランティア活動を考えてみよ。多くの高齢者に喜ばれるにしても、なかには迷惑だと考える人もいるかもしれない。迷惑だと感じる人は

そつとしておくのが原則である。しかし、ときには助けられる人が自分自身の状態を正確に知らないために、あるいは誤った自負によって、助けを拒否する場合もある。この場合には、助けられる人の主観的な感情に反して助けること必要である。ボランティア活動をボランティア活動たらしめるものは、その活動が助けられる他者にとって客観的に必要だということあって、たんに主観的に喜ばれることではない。ここにボランティア活動が公共的になる理由がある。

ボランティア活動の公共性は、実践的には、当該のボランティア活動に参加する人々自身の良心によって保証される。高齢者訪問のボランティア活動において、誰を訪問すべき高齢者とするかの基準は、ボランティア活動をする人々自身が決める。訪問を拒否する高齢者を無理にも訪問する場合にも、どんな条件の場合にそうするかの基準は、ボランティア活動をする人々が決める。極端な経済放任主義者や自己責任論者なら、そのようなボランティア活動自体を無用だとみなすかもしれない。ボランティア活動家は、彼らを説得して承認を得る必要はない。彼らの承認を得なくても、自らの良心に即して、そして自らの責任において、そのボランティア活動を続けることができる。この点で、ボランティア活動は、その精神においては公共的であるが、その実践においては私的であることを許される。

この点で、国家の活動はボランティア活動と異なる。国家の活動は、そのように私的であることを許されない。国家の活動は、その活動に反対する人々を含めて国民全員を規制する。それゆえに、国家の活動は、原則的に、国民全員の承認を得て行われなければならない。先の高齢者訪問サービスを国家の福祉事業として行う場合を考えてみよ。これを国家の福祉事業とす

るためには、上にあげた極端な経済放任主義者や自己責任論者の議論を反駁して、国民の承認を得なければならない。訪問サービスを受けるべき高齢者の基準についても、国民の承認を得なければならない。国民全体の意志が一つに決まらない場合には、多数意志によって決めるのであれ、行政的裁量に任せるのであれ、政治的に合法な手続きにしたがって国民的承認を得なければならない。国家の活動は、この承認を得るかぎりで実行することができる。国家の活動は、その精神においてだけではなく、その実践においても公共的であることを求められる。

ボランティア活動は、私的であるかぎりにおいて、周囲の人々の参加を強制しない。また彼らの無関心を許容する⁽¹⁰⁾。しかし、国家の活動は、国民各個人の無関心を許容しない。国家の活動は、国民全員を規制する。国民各自は、国家の活動に無関心であることによって、国民の一部が彼らの私的意見を国民全員に押しつけることを助けることになる。国家が戦争をすれば、戦争反対者も戦争にかり出される。戦争の結果起こる犠牲は、国民全員にかかる。国家の活動に対して無関係な国民はいない。それゆえに、国民であるかぎり誰であっても国家の活動に無関心でいることは許されないのである。

国家の一員としての公共心は、このような意味をもつ国家活動に積極的に参加する精神であり、そうすることによって国民全員の客観的な利益に貢献する精神である。それは、同じ目的や同じ関心によって結合した人々が、その共通性のゆえに相互に協力する精神ではない。ましてや、同じ思想信条や同じ感情で一体感を感じるから助けあおうとする精神ではない。たまたま同じ国家に所属するというだけの理由で、思想信条や感情などとは関係なく、お互いに協力する精神である。それは、異質な他者と協力す

る精神である。

愛国心は、この意味での国家の一員としての公共心でなければならない。同じ国家に住む人々は、同じ国家に住んでいるというだけの理由で、多種多様な面で相互に影響しあう。したがってまた相互に協力しあわなければならない。文化の相違や思想信条の相違によって、相互協力の範囲を限定するわけにはいかない。愛国心とは、たまたま同じ国家を構成する人々が、たんに同じ国家を構成するというだけの理由で相互に協力しあう精神を意味する。それは、国民教育論における愛国心のように、文化的同質化によって感情的に連帯した人々のあいだでのみ成り立つ相互協力の精神とは根本的に異なる。

愛国心は、このような公共心になることによって、容易に国境を越えるはずである。たまたま同じ国家に住む人々が、それだけの理由で助けあうことができるのであれば、たまたま隣国に住む人々も、隣国だという理由だけで助けあうことができるであろう。さらにまた、たまたま同じ時代に生まれついた人々は、世界中で助けあうことができるであろう。国家内諸地域の人々が相互に緊密に助けあうことができるとはいうまでもない。要するに、思想信条や感情その他どんな属性によって異なる人々も、現に隣人として存在しているというだけの理由で助けあうができるようになるはずである。愛国心が公共心の一つの具体化となるならば、それは自然に郷土愛にも人類愛にも結びつく。いま、必要とされる愛国心は、このような愛国心である⁽¹¹⁾。

公共心とは、本質的に、他者のために働くとする精神である。他者とは、思想信条や感情を共通にすることによって一体感をもつ人々に限られない。それらを異にするがゆえに、相互に疎遠だと感じる人々を含む。否、言葉の厳密な意味における他者とは、自分とは異質な個人

を意味し、自分の集団とは異質な集団を意味する。公共心とは、このような異質な個人や集団のために働くとする精神を意味する。その個人や集団は、必ずしも一定の範囲に限定されない。それゆえに、他者とは、結局、人間一般を意味することになる。公共心とは、人間一般に貢献する精神を意味する。

愛国心を公共心と結びつけようとするのであれば、愛国心の内容をこのような性質のものに変えなくてはならない。愛国心とは、人間一般への貢献をさしあたっては国内において実現しようとする精神だと言い換えてよい。愛国心の内容がこのように改められるならば、愛国心の育成はまさに公共心の育成のための恰好の手段となるであろう。

注

(1)中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（平成15年3月20日）は、教育基本法改正の視点として、「『公共』に主体的に参画する意識や態度の涵養」および「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」をあげている。また、新たに規定すべき教育の基本理念として、「社会の形成に主体的に参画する『公共』の精神、道徳心、自律心の涵養」および「日本文化の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」をあげている。

(2)この点は、拙稿『公教育の原理』、東洋館出版社、2000年、第3章で論じた。

(3)この点は、前掲拙稿『公教育の原理』、第4章、および拙稿『道徳教育論』、東洋館出版社、2001年、第8章で論じた。

(4)中央教育審議会答申（1996年）に、次のような典型的な表現がみられる。「国際理解教育を進めていくに当たっては、自分自身が何もの

であるのかを知ること、すなわち自分自身の座標軸を明確に持つことが極めて重要である。このことなくしては、相手からも理解されず、また、相手を理解することもできないと言わなければならない。」

(5)いま、英語を小学校でも教えるべきか否かが話題になっている。一方に、日本語を十分に学ぶ前に英語を学べば、どちらの言葉も不完全にしか学ばないことになるという意見がある。それに対して、幼いときから外国語学習に慣らしておけば、長じて多くの外国語を容易に学ぶようになるという意見がある。どちらの意見にもそれなりの妥当性がある。英語学習の導入によって日本語学習の時間が減らされるならば、それだけ日本語の習得が不完全になるであろう。しかし、英語学習を導入しても日本語学習の時間が減らされないのであれば、必ずしも日本語の習得が不完全になりはしないであろう。その場合でも、日本語と英語が似通っているかぎりで、両方の学習が混同されるかもしれない。しかしながら、似通っているがゆえに相互の学習が助け合うことも予想される。異文化の学習が自文化の学習にどのような影響を与えるかは、学習条件によって様々に異なるであろう。

(6)ここでは、日常的な議論にならって日本の芸術と西欧的芸術、日本の思想と西欧的思想を対比した。しかし、この対比は奇妙である。日本と比較すべきは、西欧ではなくイギリスなりフランスなり西欧の一国家でなければならず、西欧と比較すべきは、日本ではなく東洋なりアジアなり国家より広い地域でなければならない。自文化がどこで終わり、異文化がどこで始まるかは、明確には決められない。国家単位で文化のまとまりがあるかのように考えることは、根本的に誤っている。

(7)この点は、拙稿「歴史的伝統を教えることの意義」（『宇都宮大学教育学部教育実践研究

指導センター紀要』第20号、1997年で論じた。

(8)この点は、前掲拙稿『公教育の原理』第4章で論じた。

(9)個人の思想や信条によって隔離したり国籍を剥奪したりする国家がないわけではない。しかし、そのような国家は異常な国家である。また、血統であれ生育地であれ、あるいはその他のいかなる属性であれ、国籍取得の条件を決めるのは、各国家の意志であり、そのかぎりで国家もやはりその成員の範囲を自らの意志で決めるということはできる。しかし、その範囲は一度決められれば容易には変えられない。少なくとも、国家にとって不都合な個人を排除するために成員の条件を変えることはできない。もし変えるとすれば、それはやはり異常な国家である。国家とは、偶然同じ国家に所属するに至った諸個人全員のために存在する社会である。この点で、国家は自発的意志によって結合する人々よりなる集団とは、根本的に異なる。

(10)ボランティア活動は、一部の人々の自発的な活動として出発しても、活動を続ければ、ほとんど必然的に地域の人々の関心を高め、法的・行政的な条件整備を要求するようになる。つまり、ある範囲の人々すべてを巻き込む公共的な活動になる。そうなれば、ボランティア活動は、たんに精神的に公共的であるだけでなく、実践的にも公共的であることを求められる。

(11)この愛国心については、マーサ・C・ヌスバウム他（辰巳伸知/能川元一訳）『国を愛するということ』、人文書院、2000年を参照。また、拙稿「コスモポリタニズムの可能性」（科研報告書（代表皇紀夫）『教育における〈公共性〉に関する人間形成論的総合研究』、2002年所収）でも論じた。